

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A 4）（平19国交令06・追加、平20国交令89・令元国交令1・令2国交令98・一部改正）

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

知事殿

年 月 日  
（ ）建築士事務所 （ ）知事登録第

所在地

電話 番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

## 建築士事務所の業務の実績

1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

2007. 2. 1  
2007. 10. 3

[illegible]

維  
多  
利  
亞  
皇  
后

[illegible]

所屬建築士の業務の実績

1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入して下さい。

國王

洪可舟

設計及監理

2007. 2. 1  
2007. 10. 3

[illegible]

(第五面)

◎ 星期 22 日 星期五

登記簿

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

[illegible]